

事務連絡
令和2年4月30日

各都道府県住宅担当部局 御中

国土交通省住宅局安心居住推進課
住宅総合整備課

住居を失うおそれが生じている方への支援について（その3）

平素より、住宅施策の推進にご協力いただき、ありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の状況の中では、離職又は廃業された方に加えて、休業等に伴う収入減少により、離職又は廃業には至っていないがこうした状況と同程度の状況に至り、住居を失うおそれが生じている方へ支援を拡大することが重要です。これまでも、関連した事務連絡を発出しているところですが、今般、4月30日に厚生労働省が省令改正を行い、住居確保給付金の要件が緩和されました。

つきましては、下記事項に留意の上、引き続き、生活困窮者自立支援制度主管部局、民生部局等と連携し、住居を失うおそれがある方の居住安定確保を図っていただきますようお願い致します。

なお、管下市町村の住宅部局にも周知願います。また、以下送付先一覧に示す賃貸住宅関係団体及び不動産関連団体に対しては、別途周知していることを申し添えます。

記

1 住居確保給付金の求職活動要件の緩和について

これまで、「住居を失うおそれが生じている方への支援について（その2）」（令和2年4月21日付け国土交通省住宅局安心居住推進課・住宅総合整備課事務連絡）を発出し、住居確保給付金の支給対象の拡大についてお知らせしているところです。

さらに、「生活困窮者自立支援法施行規則の一部を改正する省令」（令和2年厚生労働省令第94号）（同年4月30日公布・施行）（別添1）により、4月30日より申請時のハローワークへの求職申込が不要となっております。また、別添2のとおり「住居確保給付金 今回の改正に関するQAvo14」が、別添3のとおりリーフレットが、更新されています。

つきましては、貴都道府県管内の居住支援協議会及び居住支援法人に周知いた

だくとともに、引き続き、生活困窮者自立支援制度主管部局、居住支援協議会及び居住支援法人と連携のうえ、拡充された住居確保給付金、住宅確保要配慮者の入居を拒まないセーフティネット住宅の情報や、公営住宅をはじめとした公的賃貸住宅等の提供に努めること等により、住まいに不安を抱える方からの相談への対応や、住まいに困窮する方への支援を積極的に進めていただくようお願い致します。

2 住居確保給付金の振込先について

住居確保給付金の振込先については、従来より、貸主の他、「貸主から委託を受けた事業者」として宅地建物取引業者のみならず、家賃債務保証業者、賃貸住宅管理業者、サブリース業者も認められています（別添4：「住居確保給付金の支給事務の取扱問答」問4（3）－2（住居確保給付金の振込先）参照）ので、改めてご承知おきください。

また、住居確保給付金の支給が円滑に行われるためには、支給日や振込先の調整等に当たり、貸主、賃貸住宅管理業者、家賃債務保証業者等が連携して対応することが重要であり、生活困窮者自立支援制度主管部局や賃貸住宅関係団体・不動産関連団体等から相談があった際には、この点も踏まえ適切にご対応いただくようお願い致します。

3 生活福祉資金（緊急小口資金等）の特例貸付制度等について

住居確保給付金以外にも、家賃等の生活費に困窮した場合には、生活福祉資金（緊急小口資金等）の特例貸付制度等が活用可能です。また、4月30日より、市区町村社会福祉協議会に加え、全国の労働金庫へも申込が可能となっております。別添5のとおり更新されたリーフレットを添付いたしますので、必要に応じて入居者等に紹介していただくとともに、貴都道府県管内の居住支援協議会及び居住支援法人に対して周知いただくようお願い致します。

以上

【送付先一覧】

- | | |
|--------------------|--------------------|
| （公社）全国賃貸住宅経営者協会連合会 | （公社）全国宅地建物取引業協会連合会 |
| （公財）日本賃貸住宅管理協会 | （公社）全日本不動産協会 |
| （一社）全国住宅産業協会 | （一社）不動産流通経営協会 |
| （一社）不動産協会 | |

(参考1)

- ・「生活を支えるための支援のご案内」

働く方のみならず、国民の皆さま全体の支援策をまとめたリーフレット

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000622924.pdf> (厚生労働省 HP)

※令和2年4月27日時点に更新されています。

(参考2)

- ・特別定額給付金

総務省による特別定額給付金（基準日（令和2年4月27日）において住民基本台帳に記録されている者1人につき10万円を給付）についてまとめたホームページ

https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/gyoumukanri_sonota/covid-19/kyufukin.html#gaiyo (総務省 HP)

※よくある質問や配偶者からの暴力を理由とした避難事例の取扱い等について追記されています。

○厚生労働省令第九十四号

生活困窮者自立支援法（平成二十五年法律第百五号）第三条第三項及び第六条第一項の規定に基づき、生活困窮者自立支援法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年四月三十日

厚生労働大臣 加藤 勝信

生活困窮者自立支援法施行規則の一部を改正する省令

生活困窮者自立支援法施行規則（平成二十七年厚生労働省令第十六号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>附則 第三条 (略)</p> <p>(生活困窮者住居確保給付金に関する暫定措置)</p> <p>第四条 新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))であるものに限る。)に伴う経済情勢の変化に鑑み、当分の間、第十条第五号の適用については、同号中「公共職業安定所に求職の申込みをし、誠実かつ熱心に期間の定めのない労働契約又は期間の定めが六月以上の労働契約による就職を目指した求職活動」とあるのは、「誠実かつ熱心に求職活動」とする。</p>	<p>附則 第三条 (略)</p> <p>(新設)</p>

附 則

この省令は、公布の日から施行する。